

平成 29 年

奈良市議会 9 月定例会  
提 出 議 案

奈 良 市

# 目 次

奈良市報告第 39 号	平成28年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率の報告について……………	1
〃 第 40 号	平成28年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率の報告について……………	2
〃 第 41 号	平成28年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 42 号	平成28年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 43 号	平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 44 号	平成28年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 45 号	平成28年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 46 号	平成28年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 47 号	平成28年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 48 号	平成28年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 49 号	平成28年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 50 号	平成28年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 51 号	平成28年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 52 号	平成28年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 53 号	平成28年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 54 号	平成28年度奈良市都祁水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)

奈良市報告第 55 号	平成28年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 56 号	平成28年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〳 第 57 号	奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況(平成28年度)及び実施計画(平成29年度～平成31年度)の報告について……………	3
〳 第 58 号	市長専決処分の報告について……………	4
〳 第 59 号	市長専決処分の報告について……………	6
奈良市議案第 86 号	平成29年度奈良市一般会計補正予算(第2号)……………	8
〳 第 87 号	平成29年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	12
〳 第 88 号	平成29年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	14
〳 第 89 号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について……………	51
〳 第 90 号	奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……………	53
〳 第 91 号	奈良市税条例の一部改正について……………	59
〳 第 92 号	奈良市自動車駐車場条例の一部改正について……………	70
〳 第 93 号	奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について……………	71
〳 第 94 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	74
〳 第 95 号	奈良市公民館条例の一部改正について……………	76
〳 第 96 号	平成28年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	78
奈良市諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	79
〳 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	81
〳 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	83
〳 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	85

## 平成28年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

比率名	平成28年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	13.1	25.0
将来負担比率	166.1	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

## 平成28年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

会計の名称		平成28年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	都祁水道事業会計	—	
	月ヶ瀬簡易水道事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	
法 非 適 用	針テラス事業特別会計	※	

備考

資金不足比率を「—」と記載しているのは、資金不足額がないことを示す。

資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業規模が0のため資金不足比率が算定されないことを示す。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況  
（平成28年度）及び実施計画（平成29年度～  
平成31年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度）及び実施計画（平成29年度～平成31年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況（平成28年度）及び実施計画（平成29年度～平成31年度）（別冊）

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年8月24日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年7月10日午前7時55分頃、奈良市杏町地内において発生した、本市の公用車が相手方の原動機付自転車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 81,000円



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年8月24日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年7月16日午前10時15分頃、奈良市般若寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の自動二輪車に接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 338,000円

## 平成29年度奈良市一般会計 補正予算（第2号）

平成29年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ435,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,064,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		千円 23,380,077	千円 52,901	千円 23,432,978
	2. 国庫補助金	2,018,843	46,333	2,065,176
	3. 国庫委託金	142,066	1,823	143,889
	4. 国庫交付金	1,441,266	4,745	1,446,011
18. 寄附金		302,340	1,000	303,340
	1. 寄附金	302,340	1,000	303,340
20. 繰越金		21,000	375,704	396,704
	1. 繰越金	21,000	375,704	396,704
21. 諸収入		3,348,434	1,000	3,349,434
	4. 雑収入	1,930,963	1,000	1,931,963
22. 市債		12,250,300	4,900	12,255,200
	1. 市債	12,250,300	4,900	12,255,200
歳入合計		127,628,997	435,505	128,064,502

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 14,012,020	千円 30,000	千円 14,042,020
	2. 企画費	1,509,900	10,000	1,519,900
	4. 戸籍住民基本台帳費	528,448	20,000	548,448

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 57,097,002	千円 385,127	千円 57,482,129
	1. 社会福祉費	25,655,267	123,174	25,778,441
	2. 児童福祉費	18,112,359	200,578	18,312,937
	3. 生活保護費	13,118,509	61,375	13,179,884
4. 衛生費		10,241,038	18,378	10,259,416
	2. 保健所費	1,884,175	18,378	1,902,553
8. 観光費		987,188	1,000	988,188
	1. 観光費	987,188	1,000	988,188
11. 教育費		10,896,090	1,000	10,897,090
	6. 社会教育費	1,363,129	1,000	1,364,129
歳出合計		127,628,997	435,505	128,064,502

## 第2表 債務負担行為補正

### 1. 追加分

事項	期間	限度額
こども園給食調理業務委託	平成29年度から平成30年度まで	千円 81,600
私立保育所施設整備費補助事業	平成29年度から平成30年度まで	309,454
新斎苑整備事業	平成29年度から平成32年度まで	5,111,000
新斎苑運営業務委託	平成29年度から平成47年度まで	2,489,000千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	千円 697,700	千円 702,600
計	12,250,300	12,255,200

## 平成29年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）

平成29年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,709,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 財 産 収 入		千円 1	千円 90	千円 91
	1. 財 産 運 用 収 入	1	90	91
9. 繰 入 金		2,749,638	144,602	2,894,240
	2. 基 金 繰 入 金	—	144,602	144,602
10. 繰 越 金		—	64,375	64,375
	1. 繰 越 金	—	64,375	64,375
歳 入 合 計		44,500,000	209,067	44,709,067

(註) 「第10款 諸収入」を「第11款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 基 金 積 立 金		千円 1	千円 90	千円 91
	1. 基 金 積 立 金	1	90	91
11. 諸 支 出 金		45,800	208,977	254,777
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	41,000	208,977	249,977
歳 出 合 計		44,500,000	209,067	44,709,067



平成 29 年度奈良市介護保険  
特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 44,289 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,424,289 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		千円 —	千円 44,289	千円 44,289
	1. 繰越金	—	44,289	44,289
歳入合計		29,380,000	44,289	29,424,289

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金		千円 13,000	千円 44,289	千円 57,289
	1. 償還金及び 還付加算金	13,000	44,289	57,289
歳出合計		29,380,000	44,289	29,424,289

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	23,380,077	52,901	23,432,978
18 寄附金	302,340	1,000	303,340
20 繰越金	21,000	375,704	396,704
21 諸収入	3,348,434	1,000	3,349,434
22 市債	12,250,300	4,900	12,255,200
歳 入 合 計	127,628,997	435,505	128,064,502

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源		その他		
				国県支出金	地方債			
2 総務費	14,012,020	30,000	14,042,020	25,000			5,000	
3 民生費	57,097,002	385,127	57,482,129	26,078	4,900		354,149	
4 衛生費	10,241,038	18,378	10,259,416	1,823			16,555	
8 観光費	987,188	1,000	988,188			1,000	—	
11 教育費	10,896,090	1,000	10,897,090			1,000	—	
歳 出 合 計	127,628,997	435,505	128,064,502	52,901	4,900	2,000	375,704	
				一般財源内訳		繰越金		375,704

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	94,465	25,000	119,465	2 文化振興費補助金	5,000	文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業補助金	
				4 戸籍住民基本台帳費補助金	20,000	社会保障・税番号制度補助金	
2 民生費国庫補助金	1,665,295	21,333	1,686,628	10 児童福祉施設整備事業費補助金	21,333	保育対策総合支援事業費補助金	
計	2,018,843	46,333	2,065,176				

第15款 国庫支出金

第1.5款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫委託金	10,542	1,823	12,365	2 生活衛生費委託金	1,823	食品衛生指導事業委託金
計	142,066	1,823	143,889			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫交付金	178,327	4,745	183,072	1 認定こども園施設整備事業費交付金	4,745	保育所等整備交付金	
計	1,441,266	4,745	1,446,011				

第15款 国庫支出金

第18款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育費寄附金	1,840	1,000	2,840	2 社会教育事業費寄附金	1,000	社会教育事業費寄附金
計	302,340	1,000	303,340			

第18款 寄附金



第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	21,000	375,704	396,704	1 繰越金	375,704	歳計剰余繰越金	
計	21,000	375,704	396,704				

第20款 繰越金

第21款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 雑入	1,930,850	1,000	1,931,850	7 観光費雑入	1,000	地域社会振興財団助成金
計	1,930,963	1,000	1,931,963			

第21款 諸収入

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生債	724,700	4,900	729,600	1 福祉施設整備事業債	4,900	児童福祉施設整備事業債	
計	12,250,300	4,900	12,255,200				

第22款 市債

3. 歳出  
第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 文化振興費	1,034,413	10,000	1,044,413	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	4 共済費	297	文化振興事業経費
					7 賃金	2,070	
					9 旅費	73	
					11 需用費	55	
					19 負担金補助及 び交付金	7,505	
計	1,509,900	10,000	1,519,900	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	528,448	20,000	548,448	特定財源 (内訳) 国庫支出金 20,000	13 委託料	20,000	戸籍住民基本台帳事務経費
計	528,448	20,000	548,448	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,487,032	123,174	2,610,206	一般財源 123,174	償還金利子及び割引料 23	123,174	社会福祉事務経費
計	25,655,267	123,174	25,778,441	特定財源 0 一般財源 123,174			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 児童福祉総務費	1,301,999	169,460	1,471,459	一般財源 169,460	1 報酬	200	児童福祉事務経費	
					9 旅費	43		
					11 需用費	14		
					12 役務費	13		
					23 償還金利子及び割引料	169,190		
9 児童福祉施設整備事業費	9,887	24,000	33,887	特定財源 23,933 (内訳) 国庫支出金 21,333 市債 2,600 一般財源 67	19 負担金補助及び交付金	24,000	児童福祉施設整備費補助事業	
10 認定こども園施設整備事業費	921,940	7,118	929,058	特定財源 7,045 (内訳) 国庫支出金 4,745 市債 2,300 一般財源 73	19 負担金補助及び交付金	7,118	認定こども園施設整備費補助事業	
計	18,112,359	200,578	18,312,937	特定財源 30,978 一般財源 169,600				

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	541,509	61,375	602,884	一般財源 61,375	23 償還金利子及び割引料 61,375		セーフティネット支援対策等事業経費
計	13,118,509	61,375	13,179,884	特定財源 一般財源 61,375			

第3款 民生費



第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	950,007	16,555	966,562	16,555 一般財源	23 償還金利子及び割引料	16,555	保健所事務経費
4 生活衛生費	53,513	1,823	55,336	1,823 特定財源 (内訳) 国庫支出金	8 報償費	80	食品衛生等指導経費
					9 旅費	76	
					11 需用費	129	
					12 役務費	41	
					13 委託料	1,497	
計	1,884,175	18,378	1,902,553	1,823 特定財源 16,555 一般財源			

第4款 衛生費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光振興費	684,178	1,000	685,178	1,000 特定財源 (内訳) 諸収入	19 負担金補助及 び交付金	1,000	奈良町振興事務経費
計	987,188	1,000	988,188	1,000 特定財源 一般財源			

第8款 観光費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 図書館費	185,458	1,000	186,458	1,000 特定財源 (内訳) 寄附金 1,000	11 需用費	1,000	中央図書館資料購入経費 西部図書館資料購入経費 500 500
計	1,363,129	1,000	1,364,129	1,000 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

4. 給与費明細書  
非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
民 生 費	民間保育所等選考審査委員会委員	-	-	5	200
合 計		2,862	123,096	2,867	123,296

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源						
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
こども園給食委託業務	81,600			平成29年度から平成30年度まで	81,600				24,716			56,884
私立保育所施設整備	309,454			平成29年度から平成30年度まで	309,454		275,070	34,300				84
新斎苑整備事業	5,111,000			平成29年度から平成32年度まで	5,111,000			5,111,000				-
新斎苑運営業務委託	2,489,000千円に物価変動及び物価変動や金 び税制度や金利の変化による増減額を加算した額			平成29年度から平成47年度まで	2,489,000千円に物価変動及び物価変動や金 び税制度や金利の変化による増減額を加算した額				690,700			1,798,300千円に物価変動及び物価変動や金 び税制度や金利の変化による増減額を加算した額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

( 単位 千円 )

区 分	補 正		前	補 正		後
	補			正		
	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額		当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	5,221,000	5,221,000	98,238,934	5,225,900	98,243,834	当該年度末現在高見込額
(4) そ の 他	1,289,900	1,289,900	30,550,679	1,294,800	30,555,579	当該年度末現在高見込額
合 計	12,250,300	12,250,300	202,050,552	12,255,200	202,055,452	当該年度末現在高見込額

2. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 財産収入	1	90	91
9 繰入金	2,749,638	144,602	2,894,240
10 繰越金	—	64,375	64,375
歳 入 合 計	44,500,000	209,067	44,709,067

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				国県支出金	特定財源		
					地方債	その他	
9 基金積立金	1	90	91		90	—	
11 諸支出金	45,800	208,977	254,777			208,977	
歳 出 合 計	44,500,000	209,067	44,709,067		90	208,977	
				一般財源内訳		繰入金	144,602
						繰越金	64,375



2. 歳入

第8款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	1	90	91	1 利子収入	90	国民健康保険財政調整基金預金利子収入
計	1	90	91			

国民健康保険特別会計

第9款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	—	144,602	144,602	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	144,602	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	—	144,602	144,602			

国民健康保険特別会計

第10款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	64,375	64,375	1 繰越金	64,375	歳計剰余繰越金
計	—	64,375	64,375			

国民健康保険特別会計

3. 歳出  
第9款 基金積立金

第1項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民健康保険 財政調整基金 積立金	1	90	91	90 特定財源 (内訳) 財産収入 90	25	90	国民健康保険財政調整基金積立経費
計	1	90	91	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第1.1款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	10,000	208,977	218,977	一般財源 208,977	23 償還金利子及 び割引料	208,977	国民健康保険償還金
計	41,000	208,977	249,977	特定財源 一般財源 208,977			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計  
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	—	44,289	44,289
歳 入 合 計	29,380,000	44,289	29,424,289

( 歳 出 )

( 単 位 : 千 円 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
5 諸支出金	13,000	44,289	57,289			44,289
歳 出 合 計	29,380,000	44,289	29,424,289			44,289

— 一般財源内訳 繰越金 44,289

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	44,289	44,289	1 繰越金	44,289	歳計剰余繰越金	
計	—	44,289	44,289				

介護保険特別会計



3. 歳出  
第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	44,289	44,289	一般財源 44,289	23 償還金 及び 割引料	44,289	償還金経費
計	13,000	44,289	57,289	特定財源 44,289			

介護保険特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計						特別会計	
	総務費	民生費	衛生費	観光費	教育費	合計	国民健康保険	介護保険
人件費		200				200		
物件費	22,495	70	1,743		1,000	25,308		
補助費等	7,505	353,739	16,635	1,000		378,879	208,977	44,289
投資的経費		31,118				31,118		
普通建設事業		31,118				31,118		
補助		31,118				31,118		
貸付及び積立金							90	
計	30,000	385,127	18,378	1,000	1,000	435,505	209,067	44,289

物件費の内訳表

(単位:千円)

節 会計及び款	節 費	共 済 費	賃 金	旅 費	需 用 費	細 節		役 務 費	細 節		委 託 料	計
						消 品 費	耗 費		通 搬 運	信 費		
総 務 費	297	2,070	73	55	55	55			20,000		22,495	
民 生 費			43	14	14	14		13		13		70
衛 生 費			76	129	129	129		41		41	1,497	1,743
教 育 費				1,000	1,000	1,000						1,000
一 般 会 計 合 計	297	2,070	192	1,198	1,198	1,198	1,000	54		54	21,497	25,308

その他経費の内訳表

附表2 (単位:千円)

節 会計及び款	報	酬	報	償	費	負 補 交	担 助 付	金 及 び 金	償 還 金 引	積 立 金	計
総務費							7,505				7,505
民生費		200						353,739			353,939
衛生費					80			16,555			16,635
観光費							1,000				1,000
一般会計合計		200			80		8,505	370,294			379,079
国民健康保険								208,977		90	209,067
介護保険								44,289			44,289

投資的経費一覧表  
(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明
				国	県	地方債	その他	
民生費			31,118	26,078		4,900		140
	補	児童福祉施設整備事業	24,000	21,333		2,600		67 私立保育所施設整備費補助
	補	認定こども園施設整備事業	7,118	4,745		2,300		73 私立認定こども園施設整備費補助
一	一般	合計	31,118	26,078		4,900		140

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 29 年 9 月 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成 27 年奈良市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項中

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下

を

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に

「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

改める。

別表第2の4の項及び5の項中

「障害者関係情報であって規則で定めるもの

を

「障害者関係情報であって規則で定めるもの  
住民票関係情報であって規則で定めるもの

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市営住宅等の管理に関する事務におけるマイナンバー（個人番号）の利用について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改め、「第38条第4項」の次に「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項により準用される場合を含む。）」を加える。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。



(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第2条の3 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）にあっては、これに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第15条第1項の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

第3条第1項中「前条各項」を「第2条各項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前2条の規定により職員を選考により任期を定めて採用する場合について準用する。この場合において、同項中「選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見」とあるのは、「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性」と読み替えるものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

(任期の特例)

第3条の2 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他

やむを得ない事情により第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「非専門的任期付職員」という。）の任期が3年（前条に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第5条第1項中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）」を削る。

第6条の次に次の見出し及び2条を加える。

（非専門的任期付職員の給与の特例）

第6条の2 非専門的任期付職員（企業職員である非専門的任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額については、給与条例第7条第9項の規定を準用する。

- 2 非専門的任期付職員のうち第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、給与条例第7条の2の規定を準用する。

第6条の3 給与条例第6条の2、第7条（第9項を除く。）、第22条及び第22条の2の規定は、非専門的任期付職員には適用しない。

- 2 給与条例第11条から第15条まで、第16条の3及び第16条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、給与条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

- 4 給与条例第17条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場

合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)

第7条の2 企業職員給与条例第4条及び第10条の2の規定は、企業職員である非専門的任期付職員には適用しない。

2 企業職員給与条例第3条の2、第5条、第5条の3、第6条の2及び第13条の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には適用しない。

第8条中「第2条各項」を「第2条から第2条の3まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法」の次に「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法」を加え、「職員(」を「もの(」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項中「、再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項ただし書中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。  
(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第15条中「過員を生じる場合」を「次に掲げる事情」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 過員を生じること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

第16条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務をしている職員についての奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第16条の2 育児短時間勤務をしている職員についての奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第17条の次に次の3条を加える。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第17条の2 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)

第17条の3 短時間勤務職員の給料月額については、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第7条の2の規定を準用する。

第17条の4 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第6条の2、第7条、第11条

から第15条まで、第16条の3、第16条の5、第22条及び第22条の2の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、同条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）」と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第17条第3項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

第18条第2号及び第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「された者」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第2条の3の規定により任期为めて採用された者」を加える。

（提案理由）

職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等に、職員の任期为めて採用することができるよう規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「各号に掲げる者」の次に「のいずれかに該当する納税義務者」を加え、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第19条第4項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第19条第6項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適

用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第25条の2第1項中「第19条第4項の申告書」を「第19条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第45条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第46条第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第67条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第67条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

第70条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第70条の2の見出し中「あん分」を「<sup>あん</sup>按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第82条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第82条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第82条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定



資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第8項及び第9項を次のように改める。

8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2中第10項を削り、第11項を第10項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

1 1 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第22条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両

番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から 平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の 軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第23条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から 第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の 認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第91条第2項の納 期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合に おいて、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他 不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の 偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由とし て国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるとき は、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第94条及び第95 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額 に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中 「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第23条第2項の規定の適用がないものとし た場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」 とする。

附則第23条の2第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第19条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第26条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第28条の3の2第4項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第28条の3の3第4項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条第1項の規定による申告書

(2) 第29条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第28条の3の3第6項中「第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第28条の9を次のように改める。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第35条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1号の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に掲げる改正規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第45条第3項及び第5項並びに第46条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第67条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第67条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第70条の2第2項及び第82条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条及び附則第5条第2項において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを奈良市税条例第91条第2項の納期限（納期限の延長があっ

たときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(奈良市税条例第94条及び第95条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第22条第1項の表第90条第2号の項の項の左欄及び中欄中「第90条第2号」を「第2号」に改める。

第7条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中奈良市税条例附則第22条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第23条を次のように改める。

第23条 削除

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、環境性能に応じた軽自動車税の軽減特例（グリーン化特例）の延長等所要の改正を行おうとするものである。



## 奈良市自動車駐車場条例の一部改正について

奈良市自動車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自動車駐車場条例（昭和57年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第5条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（駐車場の利用料金）

第7条 駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 毎月の利用料金は、1区画につき2,500円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

市が設置する自動車駐車場の管理に関し利用料金制度を導入するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第2に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"><li>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li><li>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち都市計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に面する面について、各見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</li><li>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</li><li>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</li></ol>
--------------------	---

	<p>5 屋外階段及びバルコニーを設ける場合は、形態、材料及び色彩によって建築物本体と調和を図り、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>6 建築物の外壁（都市計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に面する側に限る。）にクーラー室外機を設ける場合は、目隠し等で取り囲む等建築物本体と調和を図り、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>7 建築物の外壁に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、建築物の外壁各立面について、当該立面の面積の5分の1以下となるようにすること。</p>
--	---

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	0.0R以上10.0R未満	4未満	2
	0.0Y R以上5.0Y R未満	4未満	4
	5.0Y R以上10.0Y R未満	4未満	6
	0.0Y以上5.0Y未満	4未満	6
	5.0Y以上10.0Y以下	4未満	4
	その他の色相	4未満	2
	無彩色	4未満	-

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	全ての建築物	0.0R以上5.0R未満	8未満	2
			8以上	1
		5.0R以上10.0R未満	7未満	4
			7以上8未満	3
			8以上	1
		0.0Y R以上10.0Y R未満	5未満	6
			5以上6未満	4
			6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1

	0.0Y以上5.0Y未満	7未満	6
		7以上8未満	4
		8以上9未満	3
		9以上	2
	5.0Y以上10.0Y以下	5未満	6
		5以上8未満	4
		8以上9未満	2
		9以上	1
	その他の色相	8未満	2
		8以上9未満	1
	無彩色	9以下	-

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(提案理由)

建築物等の形態意匠の制限を適用する区域に大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域を追加しようとするものである。

## 奈良市地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第2に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</li> <li>(2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</li> <li>(3) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第2条第2号に規定するラブホテル</li> <li>(4) 工場（建築物の主要用途に附属するものを除く。）</li> </ul>
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</li> <li>(2) 工場（建築物の主要用途に附属するものを除く。）</li> </ul>

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(提案理由)

建築物の用途の制限等を適用する区域に大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域を追加しようとするものである。

## 奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表奈良市立登美ヶ丘公民館の項中「奈良市中登美ヶ丘三丁目4,162番地の81」を「奈良市中登美ヶ丘三丁目4,162番地の81・1,994番地の10」に改める。

別表の1の表登美ヶ丘公民館の部中

大ホール2	900	1,200	900	を
大ホール2	900	1,200	900	
大ホール3	1,590	2,120	1,590	に改め、

同表平城西公民館の部多目的広場の項を削り、同表備考中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の使用料の額の1時間相当額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表奈良市立登美ヶ丘公民館の項の改正規定及び別表の1の表の改正規定（同表登美ヶ丘公民館の部に係る部分に限る。）並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(奈良市グリーンホール条例の廃止)

- 2 奈良市グリーンホール条例（平成16年奈良市条例第21号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の奈良市公民館条例（以下「新条例」という。）別表の1の表（登美ヶ丘公民館の部を除く。）の規定は、平成29年12月1日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表の1の表登美ヶ丘公民館の部の規定は、平成30年4月1日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

グリーンホールを登美ヶ丘公民館の一部に位置付けるほか、平城西公民館の施設を見直すとともに、公民館の使用時間区分の分割に係る規定を整備しようとするものである。



平成28年度奈良市水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分について

平成28年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金1,919,876,347円のうち、700,000,000円を減債積立金に、500,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また500,000,000円を自己資本金へ組み入れ、その残余を繰り越すものとする。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

あら き けい こ  
荒 木 恵 子



# 履 歴 書

氏 名 荒 木 恵 子

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 さい どう きょう こ  
西 塔 京 子



# 履 歴 書

氏 名 西 塔 京 子

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

## 学 歴

[Redacted] [Redacted]

## 職 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

氏 名



み たに せい いち  
三 谷 誠 一



履 歴 書

氏 名 三 谷 誠 一

生年月日 [Redacted]

現 住 所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成29年9月7日提出

奈良市長 仲川元庸

住所



氏名

ふるもと よし しげ  
古本好成





# 履 歴 書

氏 名 古 本 好 成

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]